

## 議案第 4 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三村 正太郎

### 提案理由

法改正等により、4つの附属機関の新設、2つの附属機関の名称等変更及び委員の構成の見直しを行うため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「経営再開マスタープラン」を「人・農地プラン」へ改める。

第2条 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「及び教育委員会」を「、教育委員会」に改め、「別表第2」の次に「及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3」を加える。

別表第1おいらせ町表彰審査会の項委員の構成の欄中「町議会の議員」を「町議会を代表する者」に、「学識経験を有する者」を「町教育委員会を代表する者」に改め、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 町農業委員会を代表する者
- (4) 町商工会を代表する者
- (5) 町社会福祉協議会を代表する者
- (6) 町連合婦人会を代表する者

別表第1おいらせ町総合計画審議会の項委員の構成の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の項委員の構成の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表おいらせ町廃棄物減量等推進審議会の項委員の構成の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表おいらせ町健康づくり推進協議会の項委員の構成の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表おいらせ町介護保険運営協議会の項の次に次のように加える。

おいらせ町生活支援体制整備協議会	(1) 生活支援体制整備事業に関すること。 (2) その他生活支援等の推進に関して必要と認められること。	12 人以上 (公募による者を含む)	(1) 保健・福祉関係者 (2) 各種ボランティア関係者 (3) その他町長が必要と認める者	2 年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	介護福祉課
おいらせ町認知症施策検討委員会	(1) 認知症総合支援事業に関すること。 (2) その他認知症対策等の推進に関して必要と認められること。	12 人以上	(1) 保健・医療・福祉・介護等関係者 (2) 認知症ケアに関する学識経験者 (3) その他町長が必要と認める者	2 年	(1) 委員長 委員の互選 (2) 副委員長 委員の互選	介護福祉課

別表第 1 国民健康保険おいらせ病院運営審議会の項委員の構成の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とする。

別表第 2 おいらせ町就学指導委員会の項附属機関の欄中「おいらせ町就学指導委員会」を「おいらせ町教育支援委員会」に、同項所掌事項の欄中「調査審議すること。」を「調査審議し、就学先決定及び一貫した支援について助言を行うこと。」に改め、同表おいらせ町奨学生選考委員会の項委員の構成の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表おいらせ町青少年問題協議会の項委員の構成の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同表に次のように加える。

おいらせ町多目的ドーム整備検討委員会	(1) 多目的屋内運動施設整備の調査及び検討に関すること。 (2) その他施設整備の推進に関して必要と認められること。	10 人以上 (公募による者を含む)	(1) スポーツ団体を代表する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験を有する者 (4) その他教育委員会が必要と認める者	2 年以内	(1) 委員長 委員の互選 (2) 副委員長 委員の互選	社会教育・体育課
--------------------	--	-----------------------	--	-------	---------------------------------	----------

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第3（第3条関係） 町長及び教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町プロポーザル審査委員会	町が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関すること。	3人以上	(1) 学識経験を有する者又は実施業務に関し専門的知識を有する者 (2) 町の職員 (3) その他町長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	(1) 委員長委員の互選 (2) 副委員長委員の互選	事業担当課

備考

- (1) この表中おいらせ町プロポーザル審査委員会の所掌事項に関する事務において、業務内容等により外部委員を用いない場合は附属機関の設置を要しない。
- (2) この表中おいらせ町プロポーザル審査委員会の会議名称には、委託業務等の名称を付すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委員の任期満了に伴い新たに任命する附属機関の委員について適用し、施行日前に任命された附属機関の委員については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に従前のおいらせ町経営再開マスタープラン検討会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例第4条第1項の規定によりおいらせ町人・農地プラン検討会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例別表第1の規定にかかわらず、同日における従前のおいらせ町経営再開マスタープラン検討会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に従前のおいらせ町就学指導委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例第4条第1項の規定によりおいらせ町教育支援委員会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例別表第2の規定にかかわらず、同日における従前のおいらせ町就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。